議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（10時15分）

引き続き一般質問を行います。

受付番号第２号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

４　番　中津川　それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第２号、質問議員、４番　中津川定雄。件名、松田町における富士山火山災害対策について。

要旨。令和３年３月に新たな富士山ハザードマップが公表され、松田町を含む県内７市町に溶岩流が到達する可能性が示されたことから、本町は火山噴火による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき地域として「火山災害警戒地域」に指定されました。

また、広範囲に火山灰が降り、県西部では30センチ以上の堆積の可能性があるとされています。

そこで、町における富士山火山災害対策について伺います。

１、富士山の火山災害に対する町の基本的な考え方や取組状況について。

２、想定される溶岩流に対する避難計画の策定について。

３、降灰に伴う町民の安全確保や灰の処理等の対策について。

以上、よろしくお願いいたします。

町　　長　中津川議員の御質問に順次お答えいたします。

一つ目の御質問にお答えいたします。

直近の富士山噴火は、約320年前の1707年10月４日に、東海道沖から南海道沖にかけて巨大地震が発生し、その49日後の11月23日に噴火が発生しております。

まず、国と県の対応を申し上げます。国では、平成30年度から令和２年度にかけて「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が開催され、富士山噴火をモデルケースに、新たに降灰のシミュレーションが示されるとともに、社会的に影響が大きい鉄道、道路、停電への影響と、住民の避難に直接影響する建物への影響、住民避難や物資輸送等における道路状況の想定、火山灰の処理、住民等の行動の基本的な考え方など、「大規模噴火時の広域降灰対策について」が報告がなされました。

その後、令和６年度に内閣府において開催されました「首都圏における広域降灰対策検討会」では、降灰による災害の特徴を踏まえて、「できる限り降灰域内にとどまって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げ、国、地方公共団体、関係機関等が各地域における降灰対策を検討するための留意点について、令和７年３月28日に首都圏における広域降灰対策ガイドラインが公表されました。

また、県では、火山災害に関する基本的な考え方について、平成24年度に神奈川県、静岡県、山梨県で３県合同の富士山火山防災対策協議会を立ち上げました。この協議会では、令和３年３月に国から、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町の７市町に溶岩流が到達する可能性があると示されたことにより、17年ぶりに溶岩流到達の可能性が示された富士山ハザードマップを改定いたしました。

これを受け、町はこのハザードマップを基に、令和６年５月に町地域防災計画の全面改訂を実施した上、別冊として「松田町富士山火山避難計画」を追加いたしました。現在、この計画を基に、溶岩流や火山灰が発生した場合に、到達する可能性のある場所について、町民への周知、また、町内で溶岩流の到達する可能性が含まれない地域で、一時避難場所として有効な施設の管理者などと、順次調整を実施しているところでもございます。

二つ目の御質問にお答えいたします。

令和３年３月に改訂されました富士山ハザードマップにおいて、噴火口の数や位置、また噴出する溶岩量を国が見直したことにより、溶岩量が２倍に増加することが示されました。町内に溶岩流が流下する可能性が生じた場合、松田町には噴火後、最短６日と４時間、最長でも57日の間に町内に溶岩流が到達する可能性があり、想定では酒匂川沿いに流下するため、町民約7,600人が避難しなければならないことが想定されております。

その場合、町内での溶岩流の影響が想定されていない神山地区のうち、県道720号線よりも北側に位置する地区、及び茶屋地区と寄地区、または県東部への避難を行うこととしておりますが、県内での避難について、ほかの自治体住

民が松田町と同様に避難を行うことで、その避難所の収容人員が飽和状態となった場合には、県外への広域避難を、町の要請により、県が調整することとなっています。ただし、避難先との調整は、避難発生時に、県が避難先と被災者の避難所への受入れ調整を行うこととされているため、通常時から避難先をあらかじめ指定できるよう、県へ要望しているところでもございます。

さて、溶岩流に対する避難計画につきましては、現在、町地域防災計画の別冊として作成いたしました「松田町富士山火山避難計画」を策定し、その中に、溶岩流下タイムラインに基づく避難行動などの対応策が記載されております。内容の一部を申し上げますと、時間ごと、またエリアごとに避難計画等を定めており、基本的な避難行動といたしましては、予兆観測後の早い段階、及び溶岩流が最短で町内に到達するまでの時間内にて、自主的な分散避難について、情報伝達や広報を行うこととしております。

三つ目の御質問にお答えいたします。

富士山火山の降灰について、富士山ハザードマップでは、松田町内に30から50センチ降る可能性が示されております。その場合の対応といたしまして、降灰量が30センチ未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少なく、自宅への避難が基本となりますが、降灰量が30センチを超え、屋根に蓄積された後、その灰が降雨により水分を吸収することで重くなることにより、木造家屋等の倒壊のおそれがあるため、さらに安全な場所へ立ち退きが必要であると示されております。

また、火山灰が降り積もると、自動車は、乾燥時に10センチ以上の降灰で、降雨時には３センチ以上の降灰で通行不能となり、電車は微量の降灰で運行停止、電気は降雨時３ミリ以上の降灰で絶縁不良を起こし、停電となるおそれがあるとも想定されております。

降灰の影響範囲外への移動となる場合は、徒歩による避難となるため、相当の時間を要するなど、降灰に対する事前の準備行動が必要となります。

町では、降灰による停電や道路の寸断による物流の輸送が止まることも想定されているため、昨年度新たに寄小学校体育館へ大型発電機の設置を行い、ま

た寄地区の指定避難所への電力供給について、 現在、事業者と東京電力との間にて調整を進めているところでもございます。ほかにも、道路等に堆積した降灰の除去などに必要となる重機レンタルや、避難時に必要となるバスの確保についても、事業者との防災協定等の締結を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、住民個人が行う安全対策としては、各家庭での備蓄品として、最低１週間分の食料や飲料水、ヘルメット、ゴーグル、防じんマスクなど、事前に家族人数分を備蓄していただくように周知も行っているところでもございます。

次に、灰の処理等についてお答えいたします。

まず、火山灰の法令上の取扱いにつきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」や、「土壌汚染対策法」の対象には該当いたしませんが、例えば毒性のガス成分等が付着している場合があるため、処理に当たっては、サンプル調査等により化学的性質を確認するなど留意が必要であると認識しております。

さて、堆積した火山灰の処理につきましては、まずは救急車両や物資輸送ルートとなる道路の交通機能及びライフラインを迅速に復旧させ、火山災害による降灰処理は、その後の適切な処理対応によって、地域の復興を行っていくこととなります。

また、一般家庭の敷地内に降灰した灰の処理に関しましては、土地所有者・管理者の責任によって、町が指定する集積場所まで搬出していただき、その後の運搬及び処分については行政が行うこととしております。

今後も住民の安全確保のために、国や県、近隣市町村、そして民間事業者等との連携を行い、想定外なことが発生しても迅速な対応ができるよう、富士山火山災害対策を推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

４　番　中 津 川　　大変詳細な答弁ありがとうございました。

富士山は気象庁が24時間体制で観測、監視を行っている全国に50ある常時観測火山の一つです。有史以来、確かな記録だけでも10回の噴火が確認されてい

る活火山です。先ほどの答弁にありましたけども、1707年の宝永の大噴火から噴火の記録はありませんが、将来噴火することも十分に考えられることから、内閣府は、平成24年に富士山火山防災対策協議会を設置しまして、噴火時の避難対策、防災体制の構築などについて協議を進めていると聞きます。

町ではこの新たな富士山ハザードマップの公表を受けて、令和６年５月に松田町富士山火山避難計画を作成するとともに、地域防災計画の第４編に、火山災害対策、失礼しました。火山災害対策計画、これを独立させて掲載するなど、国の義務計画に対応しております。

富士山ハザードマップについては、富士山火山防災対策協議会が平成16年に策定した最初のハザードマップ、これを令和３年３月に改定したんですが、この改正の主な項目としましては、先ほども答弁でも若干お話しありましたけども、最新の調査結果に基づく想定噴火口範囲の拡大、それから過去最大の規模となっています貞観噴火、この噴火量を見直したことによって、溶岩の噴出量が７億立方メートルから、２倍、約２倍の13億立方メートルに変更されたことなどです。この結果、松田町にも溶岩流が到達する可能性があるということになっております。

では再質問させていただきますが、この富士山火山防災対策協議会、これの体制と、この協議会において求められている松田町の役割、これについて確認をさせてください。よろしくお願いいたします。

安全防災担当室長　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

富士山火山対策協議会の体制につきましては、神奈川県それから山梨県と静岡県の３県と、あとこの富士山火山の溶岩流が想定されている神奈川県の３市４町、それから山梨県の４市３町、３村、静岡県の７市３町、それから地方気象台と地方整備局、また陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家などで構成をされております。

松田町の役割としましては、広域避難、また降灰対策、住民への情報伝達につきまして、国県またこの協議会のメンバーと連携しまして、常時から富士山噴火時の避難対策等に関する検討を行いまして、地域住民等への防災意識の向

上を求められているものでございます

以上でございます。

４　番　中 津 川　　ありがとうございました。

神奈川県は、山梨県、静岡県に比べると、噴火による想定されている被害が少ないというふうに思われますけども、火山災害については、やっぱり広域的な連携を確立するということは大変重要だと思いますので、引き続き一緒になって、総合的な火山災害対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、この協議会における、特に神奈川県や松田町のこれまでの取組内容、それから今年度、令和８年度に予定されている取組の内容について確認をさせてください。

安全防災担当室長　これまでの取組としましては、県の取組につきましては、富士山火山防災マップを令和５年１月に作成しました。松田町としましてはこの防災マップを作成されたことに伴いまして、令和６年５月に松田町地域防災計画の全部改定の際に、別冊としまして、この中に、松田町富士山火山避難計画というものを作成をいたしました。今後、協議会につきまして令和８年度の事業計画につきましては、神奈川県では溶岩流からの避難、それから降灰に対する検討、富士山火山の火山活動活発化を想定した情報伝達訓練の実施を行います。町としましては、引き続きこの富士山火山防災マップの周知と、神奈川県が行う情報伝達訓練に併せて、自主防災会等の通信訓練を行う予定でございます。

以上でございます。

４　番　中 津 川　　ありがとうございます。

令和８年度は情報伝達訓練、自主防災会も含めてということですので、住民への周知も含めて、この辺はよろしくお願いしたいと思います。

先ほど富士山の火山の防災マップですけども、これなんですが、これは令和３年に国のほうで作っていますけども、これ神奈川県版の富士山火山防災マップですが、これは町民全戸に配付されているのか、ちょっとその辺を確認させてください。

安全防災担当室長　この県が作成しました富士山火山防災マップにつきましては、令和７年、令

和７年２月に全戸配付済みとなっております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　令和７年２月配付ということですけども、町のホームページを見ますと、富士山ハザードマップが更新されましたというのは、令和５年の５月に更新されているんですけども、ホームページで見ようとすると県のホームページまで飛ばないと、これ閲覧できない状況なんですね。町の防災、町のホームページの防災防犯情報、あそこにハザードマップというところがあるので、そこに貼り付けていただくと直接閲覧しやすいので、ちょっとその辺は工夫のほうをお願いしたいと思います。

それから次に、火山防災に関する普及啓発についてちょっと伺いますが、町では町民を対象とした防災講習会などで、火山災害をテーマとして講習会などは実施されているのか。もし実施されていれば、その内容等について確認をさせてください。お願いします。

安全防災担当室長　この防災講演会等につきましては、令和４年10月８日に町民大学で開催をしております。こちらが県の温泉地学研究所から今までの富士山噴火の回数とか、新しい溶岩流の流下シミュレーション、また降灰に対する影響、また噴火後の復興などの講義をいただいております。

また昨年度なんですけれども、令和８年２月15日に防災講演会としまして、国立研究開発法人の防災科学研究所の上席研究員のほうから、富士山噴火の仕組み、また富士山火山災害について、これは松田町に及ぶ影響、これは降灰と溶岩流被害につきまして、その他の対策について講義をいただいております。この２回を実施をしました。

以上でございます。

４　番　中 津 川　これまでに２回開催をしているということですけども、今後も、もしこういった機会があれば、機会あるごとに火山災害について、町民にちょっと周知ができるような体制で臨んでいただきたいと思います。

次に、第６次総合計画の防災対策に、課題として、富士山噴火など新たな災害に対する準備が求められているという記載があります。ここでちょっと町長

に伺いますけども、来年度から、町政における行財政運営の基本となる第７次総合計画がスタートします。現在、策定に向けて準備が進められておりますけども、富士山噴火時に溶岩流が達成、到達する可能性があるとして、火山災害警戒区域に国から指定されたことに鑑みて、町の対応として、第７次総合計画の防災対策に、富士山火山災害対策を新規の取組として実行計画に追加必要があるのではないかというふうに考えますが、御見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

町　　長　御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、改めて土砂災害の関係とか、この間も新しいものが出たばかりですけどね。いろんなことを鑑みると、その災害対策というのをもう一度見直さなきゃいけないかなというふうなのは、非常に危機感を持って感じているところでございます。そう言ったことを鑑みますと、どうしてもその総合計画に載っていない、また、ふわっと、あれ載っちゃっていて、細かい内容、要は実行計画みたいなことですかね。アクションプランみたいな形のところに、やっぱり明確に打ち出さないと、行政側としても、何か計画はつくりました、じゃあどうやって具体的に動きますかといった格好で、行き当たりばったりになっちゃうといけないし。また総合計画というのは行政だけじゃなく町民の方々も御理解いただかなきゃいけないものだと思っていますので、今、御提案がありましたような内容につきましては、明確にやっぱり示すように、第７次総合計画にも明記する。もしくは、明記し、またそこにぶら下がる計画として、アクションプランをしっかりつくっていきたいというふうには感じましたので、その方向で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

４　番　中津川　大変前向きな御答弁ありがとうございました。

今、総合計画の中では、防災計画の見直しをずっとやっていきましょうよということになっていますけども、私が言っているのは、計画の策定だけではなくて、やっぱりこれから町民への周知とか、情報、先ほどの情報伝達訓練、あるいは今後必要となる火山災害に対する物資の計画的な備蓄なども含めて、総

合的な火山対策に取り組むという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

次に、想定される溶岩流に対する避難計画について伺います。

町の富士山火山避難計画の流下シミュレーションによりますと、溶岩流は酒匂川沿いに流下して、最終的には東名高速道路から県道72号の南側までへ到達します。到達範囲に約7,600人の町民の方がお住まいですので、7,600人の方は避難を余儀なくされるという想定になっています。

町の富士山火山避難計画によると、溶岩流の避難先は、原則というかな、この中では、町内での避難を基本とするというふうにしています。状況によっては、他市町村への避難を拡大するとしています。神奈川県が策定いたしました富士山火山広域避難指針によると、市町は市町村域内の避難所への避難、市町村域外への、広域避難の対象の区分けの考え方については、あらかじめ検討しておくことが望ましいというふうに、避難指針の中では掲げています。そこで町は、町内域、町外域の区分けについてはどのようにお考えなのか、ちょっと確認をさせてください。お願いいたします。

安全防災担当室長　今、町の富士山火山避難計画の流下シミュレーションにつきましては、エリアごとには分けてあります。流下後の日数によって避難行動等の記載は示してありますが、現時点では、町域に避難、また町外に避難という区分けをしておりませんので、また今後このタイムラインに即した形で、あらかじめ区分けを決めておきまして、町の富士山火山避難計画に反映をしたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　溶岩流の流下シミュレーションに即した形で、今後区分けを検討するということですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、これもまた県の広域避難指針の中ですけども、広域避難先の確保について、平時において市町村はあらかじめ隣接市町村または県内外の自治体と広域避難に関する協定などを含めて、避難者の受入れについて調整、協議を行うということが望ましいというふうにされています。上郡の１市５町では、中井町だけが溶岩流の影響を受けなくて、開成町は町全域に溶岩流が到達するという可能性も示されています。

そこで近隣市町は、県内外との自治体との調整などはどのように進められているのか伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長　現在町ではSKY圏、静岡、神奈川、山梨、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議内での自治体、これが静岡県が19市町、神奈川県が19市町、山梨県が８市町村、それから神奈川県内の市町村相互応援が、これが33市町村、また千葉県の横芝光町、長野県の千曲市とも災害時の応援協定を締結しております。千葉県の横芝光町、また長野県の千曲市、それから１市５町、この辺の１市５町の情報共有につきましてはできているんですけれども、それ以外の市町村や他県との広域避難につきましては、県が事前に調整をしていただくように要望をしております。

また１市３町、これが秦野市、中井町、大井町、松田町で構成する災害時における相互応援に関する協定に基づきまして、現在、隣町への避難につきまして、まずは担当課同士での話合いを進めたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ただいまの回答の中で、近隣の自治体とかなりの、県内の市町村もそうですけども、災害時における相互応援協定、これを締結しているということですけども、ちょっと相互応援協定、ちょっと中を見たら、相互応援の中の項目に、避難、住民の避難って入っていないんですね。ですから、今後、広域避難についてもこの中で調整をしていただくようにお願いしたいと思います。

次に、災害が発生した場合の防災拠点となるこの松田町役場ですけども、溶岩流が流下した場合に、溶岩流が達する可能性がある場所にここは立地しています。避難計画では役場を溶岩流が到達しない神山地区、あるいは松田幼稚園、神山地区の松田幼稚園や神山のふれあい広場などに移転することを検討しているというふうにしていますが、これまでにどのような検討をされて、今後どうしていくのか、ちょっとその辺は確認させてください。

安全防災担当室長　これが国が示す溶岩流の流下シミュレーションにつきましては、溶岩流の流下後35日で役場に到達する可能性があるということが示されております。町の富士山火山避難計画につきましては、役場の移転先を松田幼稚園、またふれあ

い広場を検討するということで記載を示しております。まずは災害対策本部につきまして、松田幼稚園に配置をすることで考えているところでございますけれども、実際、災害対策本部のほか、職員がそれぞれ災害対策に関する業務を行うためには、参集した職員が全員一堂に会する必要があるために、寄地区が現実的であるんではないかと考えております。現在、富士山火山被害に対するアクションプランの策定について取組を始めましたので、この辺の災害対策本部を置く施設につきましても、内容につきまして精査をする考えでございます。

以上でございます。

４　番　中 津 川　今の回答の中で、火山災害対策アクションプランというようなお話があったんですが、ちょっとそれ、具体的にどのようなプランなのか、ちょっと確認させてください。

安全防災担当室長　まだアクションプランにつきましては、まだ内容等は決まっていないんですけれども、実際その被害が発生した場合に、住民がどのような避難をするべきか、またどの辺が影響を受けるのか、そこのところに何人ぐらい住んでいるのか、その辺を十分精査しまして、その辺のアクションプランの内容に含めたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ありがとうございました。

それでは、役場の移転についても、そのアクションプランの中で精度を上げていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

町の富士山火山避難計画の最後に、本計画は今後検討すべき事項が多くあり、町や周辺自治体のみではなくて、県や国との調整が不可欠ですと記載があります。避難計画について、今後どのような事項を検討し、円滑な住民避難に備えるのか、今後の取組について伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長　町の避難所につきまして、溶岩流の影響を受けてしまうような場合につきましては、県を通して大井町や秦野市、または中井町の避難所への調整を県へ依頼しなければなりません。これは決まっております。もしそれだけで不足する場合につきましては、県央地区、また横浜、川崎方面への広域避難、さらには

県外避難も考えなければなりません。県外への避難、失礼しました、町内への、町外への避難、または県外への広域避難等につきましては、災害が発生する前に、事前にどこへ避難すればよいか、県が主導し、事前に調整をしていただくように継続して要望をいたします。

以上でございます。

４　番　中 津 川　町だけではなかなか対応が大変だと思いますので、県の役割もありますので、引き続き県への要望をよろしくお願いしたいと思います。

次に、降灰に伴う町民の安全確保、火山灰の処理等について伺います。

富士山の大規模噴火によって、神奈川県で特に注意すべき現象の一つに降灰があります。町として、大規模な降灰が発生した場合に、住民の安全確保に向けて、住民自身または行政機関がどのように行動し、また平時の備えはどうすればいいのか。さらには、大量の火山灰をどのように処理すべきかといった手順を整理してしておく必要があると考えます。降灰による人体の影響、また生活への影響、これを最小限に抑えるためには、平常時から降灰により生じる影響を、やっぱり分かりやすく町民に周知する必要があると考えますが、町民への周知についてはどのようにお考えなのか。先ほどの答弁の中も若干ありましたけど、もう少しその辺を膨らませていただいて、回答していただければと思います。お願いします。

安全防災担当室長　町の富士山火山避難計画につきましては、火山現象による影響、また降灰時の家屋避難の備えについて記載をしてございます。

現在、広域、失礼しました広報まつだ、またホームページの掲載などを活用しまして、引き続き町民へ周知を考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　では、ちょっと分かりやすいように工夫して、町民へ周知していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、堆積した火山灰の処理についてですが、町の地域防災計画や富士山火山避難計画には、降灰の処理についての記述は一切ありません。基本的には施設管理者が処理することとなります。道路は道路管理者、宅地内の降灰につい

ては、先ほど答弁ありましたけども、宅地内の灰は土地所有者、または管理者が火山灰を集めて、町が指定する集積場所まで運搬、搬出する。その後に町が運搬処分するとありましたけども、この町が指定する集積場所とは、具体的にどのような場所なのか、確認をさせてください。

安全防災担当室長　個人の敷地内から出された火山灰につきましては、土地の所有者につきましては袋などに火山灰を入れまして、ごみの集積所、こちらのほうに出していただきます。行政につきましては、この集積場所から一時保管場所、また、処分場までの運搬を対応することになります。

以上でございます。

４　番　中津川　ありがとうございます。

今、町が指定する集積場所というのは、ごみ集積場所ということでしたけども、通常のごみと違ってね、火山灰、大変重いので、高齢者の世帯の皆さんは大変重労働になると思いますので、今後、この降灰の収集方法については、さらなる検討が必要なのかなと思いますのでよろしくお願いをいたします。

降灰対策で、町民個人が行う安全対策として、先ほど答弁にありましたけども、備蓄すべきものとしては食料や水、ゴーグル、防災マスクがありますが、降灰処理は、また町民の避難誘導など、町と連携して行う共助、共助による自主防災会の活動については、やっぱり防災備蓄品として町が支給すべきではないかなと思いますが、その辺のお考えについて伺います。

安全防災担当室長　この降灰時に必要となる備蓄品につきましては、ゴーグルや防じんマスクにつきましては、自主防災会や御自分での活動の際に、家から現場までに向かう、外に出て家から現場までに向かう間にゴーグルや防じんマスクが必須となるものでございます。自宅から外出する際は必ず必要となる物資でございますので、御自身で備えていただくように、引き続き町民への周知をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

４　番　中津川　ゴーグルですとか防じんマスクは、火山災害以外でも、例えば震災後のがれき処理時の防じん対策とかね、そういったところでも利用もできますので、町

が支給しないということであれば、各自主防災会に町が支援している地域コミュニティー交付金、この中に防災防犯支援金というのがありますので、ぜひ富士山の火山のために、あまり皆さん周知されていないから分かんないんだけど、その中でも、少しずつでも備蓄を進めてくださいというような周知を図っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、堆積した火山灰の処理に当たっては、一時的に保管する仮置場、これが町内に何か所か必要になると思います。仮置場の選定の考え方について確認をさせてください。

安全防災担当室長　ただいまの火山灰の一時的に保管する仮置場につきましては、平たんである程度の広さがありまして、運搬に当たっての車両の乗入れができる場所、こちらを選定をさせていただきます。今のところ幼稚園、小学校、中学校のグラウンド、またJRの松田駅北側の町営臨時駐車場、それから児童公園、また先日ふれあい農園を整備した駐車場などの指定を今、考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　仮置場について答弁ありましたけども、グラウンドとか駐車場も活用するということですけども、実際の活用に当たっては、土地の原状復旧がしやすいように、下にシートを張るとか、あとは風による飛散防止、降雨による流出防止なども踏まえて、慎重な検討が必要と思われますので、引き続きどうぞ検討のほどよろしくお願いいたします。

令和６年５月に改正されました現行の地域防災計画の第４編火山災害対策計画には、富士山や箱根山などが噴火した場合における火山情報の伝達体制や救助救命活動についてのみ定められています。これまで確認をさせていただいた溶岩流に対する災害対策、降灰対策、火山灰の処理、仮置場の選定あるいは最終処分地の考え方などを、やっぱりこの地域防災計画に追加して充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長　富士山火山が噴火した際の対応につきましては、溶岩流対策、降灰対策、また火山灰の処理、火山灰の仮置場の選定、また一時保管場所や最終処分場の考え方につきまして、先ほど回答させていただきましたことを含めまして、今後

の地域防災計画に必要事項を取りまとめて、反映をすることで対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

４　番　中津川　　大変前向きな御回答ありがとうございます。

地域防災計画は町が策定したものじゃなくて、これは松田町防災会議が策定したもので、富士山のこの避難計画は、これは国の義務計画ということで町が策定した、これは別物なんですよね。ですから、その辺はお互いに補完すべき計画だから、今、地域防災計画の別冊という形で捉えていますけども、もともとは別な位置づけですから、これをさらに補完をするということであれば、もっと細部にわたって、お互いに補完できるような充実した火山災害対策を構築していただきたいと思います。

時間が若干ちょっと余っているんですが、ちょっとまとめのほうに入らせていただきます。

山梨県富士山科学研究所の所長で、東京大学の藤井名誉教授は、内閣府のホームページの中で、富士山はもともと活発な火山で、平均すると30年に一度噴火していたが、最近300年以上静かな状況が続いていると。10倍以上の期間休んでいる異常な状態であり、次の噴火がいつ起こっても不思議ではない。若い活火山なので、必ず噴火するというふうにおっしゃっています。火山災害対策は、風水害や地震災害に比べると、町民の中ではなかなか身近に感じられるものではなくて、先ほど言いましたけども、役場の移転など、課題も大変多いと考えますので、町民への分かりやすい周知は、あとは、いざというときの円滑な避難体制など、火山災害の対策を万全を期されるよう要望して、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長　　以上で受付番号第２号、中津川定雄君の一般質問を終わります。